

ルルサス防府 1 2 3 号室一時使用規定

使用申込者（以下甲という）は、ルルサス防府 1 2 3 号室（以下乙という）の使用に関して下記条項を遵守する。

第 1 条（使用の原則）

1. 乙の使用者は使用申込者とする。
2. 甲はルルサス防府の施設運営管理に支障をきたさないよう留意して使用すること。
3. 乙の使用については変更改工等を行わず、現状のままで使用すること。
4. 使用期間終了時には、施錠の確認を必ず行うこと。

第 2 条（使用の目的）

1. 甲は申込書に記載した使用目的についてのみ使用することとする。
2. 甲は使用目的を追加または変更しようとする場合は、乙の所有者である防府地域振興株（以下丙という）の承諾を得なければならない。

第 3 条（使用時間および使用期間）

1. 乙の 1 日の使用時間は、午前 8 時～午後 17 時とする。
2. 使用期間については、使用申込書に記載の使用日程・使用時間の範囲内とし、変更を要する場合は丙の承諾を得なければならない。

第 4 条（使用の制限）

1. 第 2 条の使用目的に反することが判明した場合は、丙は即時使用を停止することができる。
2. 乙について定期賃貸借契約が締結された場合には効力を失効するものとする。

第 5 条（禁止事項）

甲は丙の承諾なくして使用する物件に表示広告等をすることはできない。

第 6 条（反社会的勢力の排除）

甲及び甲の関係者（使用人、請負人、訪問者等）が、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員）ではないこと。

第 7 条（鍵の貸与・返却）

乙の使用に際して鍵の貸与が必要な場合は事前に丙に申出を行うこととする。甲は使用日の前日（丙の営業日：祝祭日を除く月～金曜日）17 時までに鍵を受領し、使用日或いは使用最終日の翌日（丙の営業日：祝祭日を除く月～金曜日）10 時までに返却を行うこととする。

鍵は責任者が所有し一切の管理責任を負担するものとし、万一鍵の紛失等が発生した場合には甲に諸費用負担が発生することとする。

第 8 条（使用料）

1. 使用料は前納とし、現金もしくは振込にて支払うものとする。
2. 使用料の入金を確認できない場合は、乙の使用は不可となることとする。

第 9 条（損害賠償）

甲及び甲の関係者（使用人、請負人、訪問者等）が故意若しくは過失により乙に破損、故障等、その他の損害を与えた場合は、甲は速やかにその旨を丙に連絡するとともに、甲の負担により原状回復に向けた措置を取らなければならない。

第 10 条（その他）

使用期間後の荷物等の据置き保管は原則不可とする。やむを得ない場合は事前に丙の承諾を得なければならない。また据置きを行った場合の荷物等に損害が発生した場合、丙は責任を負わないものとする。